バルティルドの「修道院政策」と メロヴィング後期における王権・司教関係

——修道院特権文書 privilegium の署名を手がかりに——

立　川　ジェームズ

はじめに

7世紀後半のメロヴィング朝フランク王国（481-751年）は政治的な転換期を迎えつつあった。一般的に、王国全体を支配したダゴベルト1世（在位622-639）が死去すると王権・中央権力が弱体化をみせ始め、次第に地方分離が進行していったとされる[1)]。例えば、中央から遠く離れたアキテーヌ地方やバイエルン地方やアルザス地方がそれぞれ「公」dux の下で自立傾向を強めたとされる[2)]。さらに王国の中心部の周辺でも、王権から半ば自立した司教を頂点とする「司教座国家」Bistumsrepublik と呼ばれる領域的支配圏が形成されたといわれる[3)]。本稿でとりあげるバルティルドは、まさにこうした時代状況の中でダゴベルト1世の息子クローヴィス2世（在位639-657）の王妃として迎えられ、夫の死後に幼い息子クロタール3世（在位657-673）に代わり摂政として約7年にわたり国政を担った人物である。バルティルドの政策をめぐっては、これまで特に修道院との関わりで論じられてきた。そこで、まずは研究史を整理した上で問題の所在と分析の方向性を明確にしていきたい。

最初に、7世紀における修道制の展開について概観しておこう。この問題について総合的に論じたF･プリンツによれば、6世紀末にやってきたアイルランドの修道士コルンバヌスにより触発されて、それまで修道制の伝統が弱かった王国北部において修道院が数多く新設されたが、その動きを支えたのが王権や台頭するフランク貴族層であった[4)]。もっぱらガロ・ローマ系の司教が都市を中心に展開した既存の修道制に対し、コルンバヌスは司教権力から自立した農村中心のアイルランド的な修道理念を掲げ、それが王権や貴族層の政治的・宗教的利害と一致したという。新たな修道制の影響の下、フランク貴族層は司教権力の及ばない一族の所領に「私有修道院」Eigenkloster を相次いで建設し、親族を修道院長に据えたり「聖人」に祭り上げたりすることで自分たちの家門の権力に宗教的正当性を与えたとされる[5)]。このように、コルンバヌスによりもたらされたアイルランド的な修道理念とフランク王国の支配層とが密接に結び付いて展開した修道制を、プリンツは「アイルランド・フランク修道制」irofränkische Mönchtum と呼んだのであった。

こうしたプリンツの成果をふまえ、650-60年代に活動した王妃・摂政バルティルドによる「修道院政策」という概念を普及させたのが中世初期研究の大家E･エヴィヒである[6)]。その際、彼が特に注目したのは司教が付与した修道院特権 privilegium（以下、特権と呼ぶ）であった。簡単にいうと特権とは、司教が自教区内の修道院・聖堂などの宗教共同体に付与するもので、それらの「自由」libertas を認め、司教の干渉から部分的ないし大幅に解放・保護する措置であった[7)]。特権により若干の相違はあるが、保障内容はおおまかに次のような項目に分類される[8)]。（1）司教及びその他の

聖職者からの修道院財産の保護、(2) 修道士らによる院長選出の権利、(3) 院内での聖別等の儀式を執り行う司教を自由に選択する権利、(4) 司教の監督権やそれに付随する貢納等からの解放、(5) 院長の招待のない限り管轄司教の立ち入りを禁止・招待された場合も何も受け取らず退出、(6) 修道士に対する院長の懲戒・矯正権、である。エヴィヒはこれらの項目すべてを満たすものを「大特権」große Freiheit と定義し、司教権力から完全な自立を目指すアイルランド･コルンバヌス的な修道制の流れを汲むものとして位置づけた。一方、主に項目 (3) が欠如するものを「小特権」kleine Freiheit とした。こちらの特権も受益共同体に大幅な自由を与えたものの、古代末期以来の教会の伝統に配慮して教区司教の聖別権などの霊的権限が維持されたという[9)]。

さてエヴィヒによれば、バルティルドは上述のコルンバンス修道制から多大な影響を受けており、彼女の強力な主導の下で各地の主要な修道院・聖堂への特権付与が政策的に推進されたという[10)]。その政策の根底にあったのは、幼い息子のクロタール 3 世ならびに王家の安泰を願うという、いわば宗教的動機であった。一方で政治的な側面もあり、既得権化した司教中心の教会制度を構造改革し、また地方における教会内の反対勢力を掣肘する一環として、各地の修道院・聖堂を司教権力から引き離して直接王権の影響下に置こうとしたと指摘している。しかし、こうした政策により多くの反発を買ったバルティルドは失脚し､「修道院政策」は頓挫した。エヴィヒの言葉を借りるならば、バルティルドの「修道院政策」こそが「メロヴィング中央権力による最後の重要な活動」であり､それゆえその政策の頓挫は王権自体の衰退をも意味したのである[11)]。結局その後、各地に出現したのが冒頭でもあげた王権から自立した「司教座国家」であったとされる[12)]。

このように、7 世紀に新しいアイルランド由来のコルンバヌス修道制がフランク王国にもたらされ、王権や貴族層が政治的・宗教的な思惑に基づきその修道制の普及に積極的に関与した結果、古代末期以来の司教を頂点とする教会体制が大きく揺らぎ始めた。こうした文脈においてバルティルドが特権付与を主軸とした「修道院政策」を積極的に推進したという考え方は、その後の研究者たちにも広く受け入れられており、現在では通説となっている[13)]。しかし一方で、研究の進展に伴い問題点もいくつか浮上している。

まず、アイルランド的な修道理念と特権の関係をめぐる問題がある。従来、特権の雛形がコルンバヌス修道制の最重要拠点であるリュクスーユ修道院に付与されたといわれる現存しない特権に求められ、7 世紀における特権の普及がしばしばアイルランド的な影響と結び付けられた[14)]。しかしB･ローゼンウェインは、特権におけるアイルランド・コルンバヌス的な要素を過大に評価すべきではなく､6 世紀から既に顕在化していた修道院をめぐる価値観の変化――特に聖域の不可侵性に関して――に注目する必要性を指摘している[15)]。またY･フォックスやA･ディルケンスによれば、7 世紀中頃のフランク王国の修道制において、既存のものと明確に区別されうる「アイルランド的」な要素はほとんど見出すことができず、各共同体により様々な伝統や習慣が入り交じっていたという[16)]。つまり 7 世紀中頃において、司教たちが支持する既存の教会制度と、王権や貴族層が支持する外来の修道制の対立関係を想定するべきではない。

次いで、中央と地方の関係や政治権力のあり方をめぐる問題である。通説的には､「修道院政策」はバルティルドが各地の司教に対して特権付与を押し付け、多大な負担を強いる形で推進されたと考えられた。また、こうした政策が概説的にいわれる彼女の中央集権的な支配との関連で評価されてきた[17)]。だが研究が進展するに伴い、メロヴィング後期の政治が中央対地方の二項対立の構図では捉えきれないことが明らかにされつつある。例えばP･フォーエーカーによれば、国王や宮宰･摂

政などの宮廷の実力者は聖俗有力者ならびに彼らが宮廷・地方にまたがって形成する派閥との協力関係を維持することで支配できたという[18]。また、J･ネルソンが指摘するように、バルティルドの立場は他の聖俗有力者との関係に依存しており、彼女の政策が反司教・反教会的であったとは考えにくい[19]。これを前述の第一点と合わせて考えると、コルンバヌス修道制を利用することで王権・中央権力の強化を図るバルティルドと、既得権益にしがみつく各地の司教との対立の文脈では「修道院政策」の意義を捉えきることができないだろう。現に近年のいくつかの研究では、バルティルドの「修道院政策」が司教たちにある程度支持されていたと指摘されている[20]。しかしながら、そうした観点を取り入れた具体的な検討が十分になされておらず、依然としてトップダウンで行われた政策としてのイメージが根強い。

上記の研究上の問題をふまえ本稿では、バルティルドの王妃・摂政期において特権付与に関わった司教たちの実態・動向を検討したい。王権が一方的に「修道院政策」を推進できたと考えられがちだが、実際に特権を付与するのはあくまで司教自身であり、特権に効力を与えたのも他の司教の署名であった。それゆえ、「修道院政策」が推進される前提として、王権と司教の間における一定の協調関係や利害一致が不可欠であったと考えられるが、そうした側面は看過されてきたように思われる。そこで本稿では、王権と特権に関与した司教との関係を明らかにするために、特権文書の司教の署名を主な分析対象に据えたい。先行研究においても署名は扱われているが、「修道院政策」の文脈において署名の網羅的な分析が行われておらず、史料的な手がかりとして十分に活用されているとは言い難い[21]。本稿では、630-60年代に付与された全特権の署名者のデータを表に掲載し、どの司教がどの特権に関与したかを個人・全体の両方のレベルで把握するとともに、署名者の出自・経歴にまで踏み込んだ分析を行う。そうすることで、バルティルドの「修道院政策」に関わった司教と王権の関係について新たな知見を提示したい。

本稿の構成は以下の通りである。第1章では、「修道院政策」の背景となる7世紀中頃の政治状況とバルティルドの立場を概観する。第2章では、特権に関連する史料を検討し、バルティルドの関与を史料的な観点からみていく。続く第3･4章では、王妃期と摂政期とに分けて特権文書の署名を具体的に分析する。最後に第5章では、署名の分析結果を総合し、「修道院政策」を支えた司教たちとバルティルドの関係について考察する。

第1章　7世紀中頃の政治状況と王妃・摂政バルティルド

一般的に、614年にネウストリア分国王クロタール2世（在位584-629）がアウストラシア･ブルグンド両分国を掌握しフランク王国の単独支配者となってから、その息子のダゴベルト1世が639年に死去するまでの25年間は、強力な王権が維持されたといわれている[22]。しかし、ダゴベルトの後を継いだアウストラシア王シギベルト3世（在位634-656）とネウストリア･ブルグンド王クローヴィス2世がいずれも幼年で即位したために、宮廷における有力貴族、ことに王国の最高官職者たる宮宰maior domusの影響力が増大したとされる[23]。宮宰の他に宮廷内で大きな影響力を行使したのが摂政となった国王の母親である[24]。この時代に「摂政」を意味する固有の用語はなく、史料では王妃･母后を意味するreginaが使われたが、未成年の国王の母親が後見人として特別な地位を与えられたことは明らかである[25]。

さて、幼いクローヴィスの後見人となったのが、宮宰アエガと摂政ナンティルドであった。しかし、この二人は642-43年頃に相次いで死去し、宮宰にはエルキノアルドゥスが就任した[26]。一方、7世紀末に成立した『聖女バルティルド伝』（以下『バルティルド伝』）によれば、バルティルドはアングロ・サクソン人で奴隷としてネウストリアに連れて来られたという。当初、彼女はエルキノアルドゥスが所有する奴隷であったが、やがてその美貌がクローヴィスの目にとまり、国王が親政を開始した649年頃に王妃として迎えられた[27]。かくしてバルティルドは奴隷から王妃へと成り上がったのである。彼女は結婚すると、後にクロタール3世、テウデリク3世（在位673, 675-690）、キルデリク2世（在位662-675）となる3人もの王子を生んだ[28]。ネルソンによれば、王子たちの養育と関連して、バルティルドが宮廷の貴族子弟の監督という重要な役割を任された。また、彼女が側近のゲネシウスと共に多くの慈善事業を手がけたことから、富の差配にも関与したと指摘している[29]。

もう一つ注目すべきは、バルティルドと宮廷内外の有力人物との関係である。そうした人物として元宮廷官職者でノワイヨン司教のエリギウスがあげられる。バルティルドは649年頃には既にエリギウスとの親交があった[30]。またバルティルドは、エリギウスの30年来の盟友アウドイヌスとも親交があった。アウドイヌスはダゴベルト1世のもとで宮廷官職を務め、エリギウスと同じ641年頃にルーアン司教に任命された[31]。アウドイヌスは後のバルティルド摂政政権の中枢を担う人物である。バルティルドが親交を持ったエリギウスやアウドイヌスは、ダゴベルト亡き後の宮廷で権力を握ったアエガやエルキノアルドゥスとは対立・競合関係にあった[32]。

このように、王妃となったバルティルドは早い段階から、元主人エルキノアルドゥスとは別の勢力との結びつきを強めていた。アウドイヌスやエリギウスらが彼女の主要な支持基盤をなしたことは、その後の政権交代からも明らかである。657年にクローヴィス2世に代わりクロタール3世が6歳前後で即位するとバルティルドが摂政となる。そして、657-58年頃にはエルキノアルドゥスが死去する。『バルティルド伝』によれば、摂政政権の中枢を担ったのがアウドイヌスのほか、パリ司教クロドベルトゥスや新宮宰エブロイヌスなどの聖俗有力者であった[33]。

バルティルドの摂政就任後は比較的平和な時代であったといわれる。だが彼女は、664-65年頃に失脚し自ら建設させたシェル修道院に引退する。引退のきっかけとしていくつか考えられる[34]。一つは、クロタール3世がこの時期に親政を開始したため、国王の後見人としての役割を正式に終えたこと。もう一つは、バルティルドに近かったとされるパリ司教シゴブランドゥス（前述のクロドベルトゥスの後任）が有力者たちの反発を買い、殺害されたこと。加えて、宮宰エブロイヌスなどの有力者が失脚に関与した可能性も十分ある。諸事情により引退を余儀なくされたバルティルドは、680年に死去するまで修道院で静かに過ごした。

以上のように、バルティルドは649年頃から引退する664-65年頃までの間に、宮廷内外の様々な聖俗有力者との関わりを持っていた。彼女の宮廷内での台頭も、その後の突然の失脚も、そうした人々との政治的関係によりもたらされた。以下では、こうした政治的背景を念頭に置きつつ、バルティルドと特権の関係について検討していきたい。

第2章　バルティルドと特権の関係——史料の検討

本章では、バルティルドの王妃・摂政期に発給された特権文書9点及び特権確認文書1点に関す

る情報を整理したい。文書の原本が伝来するのは国王証書の形式をとる特権確認文書１点のみで、他９点のうち５点が後代の写し（ただし加筆・改竄などを含む）という形で伝わる。残り４点は写しすら伝来せず、『バルティルド伝』の記述から付与されたことが判明している。以下ではまず、先行研究において「修道院政策」の性格を論じるにあたり必ず引用される『バルティルド伝』第９章を検討し、次いで実際に伝来する特権文書を個別に検討していく。

第１節　「有力聖堂」seniores basilicae への特権付与をめぐって

これまで『バルティルド伝』第９章は、バルティルドによる特権付与への積極的関与のみならず、「修道院政策」の中央主導的な性格をよく示すものとしてたびたび引用されてきた。以下に該当部分を訳出しよう。

> 我々が触れないわけにはいかないのが、バルティルドが聖ディオニシウス、聖ゲルマヌス、聖メダルドゥス、聖ペトルス、聖アニアヌス、そして聖マルティヌスの有力聖堂 seniores basilicas、あるいは彼女が状況を知ったどこであれ、司教と修道院長を神への熱愛のために説得し、またこのために彼らに書簡を送り、それらの場所の中に定住する兄弟たちが聖なる戒律の下で生きなければならないと命じたことである。そして彼ら（修道士ら）が喜んでこれに受け入れるよう、彼らの特権 privilegium を承認するよう命じ、さらにはイムニタスを付与することで、彼らが国王と平和のために至高の王たるキリストの慈愛に祈ることに一層の喜びを感じるようにしたことである[35)]。

ここであげられている６つの聖堂はそれぞれ登場順に、サン・ドニ（パリ）、サン・ジェルマン・デ・プレ（パリ）もしくはサン・ジェルマン（オーセール）、サン・メダール（ソワソン）、サン・ピエール・ル・ヴィフ（サンス）、サン・テニャン（オルレアン）、サン・マルタン（トゥール）の諸聖堂と同定されており、このうちサン・ドニとサン・ピエール・ル・ヴィフに関しては特権文書が伝来している[36)]。他の４カ所の特権文書は伝来しないが、サン・マルタンについては670年代前半の教皇アデオダトゥスによる特権確認文書が伝来するため、元の特権がバルティルドの関与により付与されたと考えられている[37)]。これらの聖堂は従来司教の管理下にあったが、バルティルドが主導した特権付与に伴い自立した修道院となり、これが司教に大きな打撃を与えたとされる[36)]。

一方、『バルティルド伝』が特権と共に付与されたとするイムニタスについてはどうか。イムニタスとは国王による特例措置のことで、受益共同体が所有する一部もしくは全部の所領について公課の減免や世俗役人による立ち入り禁止を定めた[39)]。「有力聖堂」に付与されたイムニタスの文書自体は伝来しないが、後代の史料から２点の付与が確認できる。まず、サン・ドニに関しては、L・ルヴィヤンの詳細な研究によりバルティルド摂政期に付与されたことが明らかにされている[40)]。次に、サン・メダールについては、後にカール大帝（在位768-814）がクロタール３世の治世に初めて付与されたイムニタスを確認しているので、バルティルドが関与したとみてよいだろう[41)]。

以上をふまえると、『バルティルド伝』第９章が６カ所の「有力聖堂」にそれぞれ付与されたと主張する特権・イムニタスのうち、実際にバルティルドの王妃・摂政期に付与されたことが他の史料からも裏付けられるのは特権３点・イムニタス２点となる。この時代からの伝来史料の少なさを考慮に入れると、この結果は少なくとも特権付与の事実に関わる証言としての『バルティルド伝』の

信憑性を一定程度は保証するものであろう。しかし第9章で描かれているように、バルティルドが特権付与をトップダウンで進めたのかどうかを判断するためには、伝来する特権文書を検討する必要がある。

第2節　特権文書の個別的検討

(1) 653年サン・ドニ特権（小特権）

653年7月1日、パリ司教ランデリクスがクローヴィス2世と王妃バルティルド（彼女への言及はないが）の要請を受け、王家とつながりの深いパリ郊外のサン・ドニに特権を付与した[42)]。この特権を詳細に検討したルヴィヤンによれば、伝来する文書は恐らく11世紀にサン・ドニ側の人間が7世紀の文書に基づき作成したものであり、修道院の都合に合わせた加筆・改変の形跡がある[43)]。こうした問題はあるが、ランデリクスがサン・ドニに特権を付与したという事実自体は、次にとりあげる原本が伝来する654年の特権確認文書により裏付けられている。

(2) 654年サン・ドニ特権確認

654年6月22日、先ほどの653年のサン・ドニ特権を確認する国王証書がクリシィの王宮にてクローヴィス2世により発給された。この国王証書の原本（媒体はパピルス紙）が現在もパリ国立中央文書館に保管されている[44)]。原本が伝来するため、内容のみならずクローヴィスをはじめ聖俗有力者49名の署名の信憑性について一切の疑念はない[45)]。

(3) 660年サント・コロンブ特権（小特権）

660年8月26日頃、サンス司教エモがサント・コロンブに特権を与えた[46)]。P・デシャンによれば、伝来する特権文書は9世紀中頃にサンス大司教ウェニロと紛争状態にあったサント・コロンブの修道士が7世紀の文書に基づいて作成したものであり、加筆・改変の形跡がある[47)]。しかし、後にエヴィヒが詳細な検討を通じて明らかにしたように、一部を除外すればこの特権の信憑性は十分に認められる[48)]。

この特権はバルティルドの摂政期に付与されているが、彼女が関与したことを裏付ける証拠が見当たらない。特権文書には「王の同意に基づき」cum regali consensu付与がなされたと書かれているが、これは9世紀の加筆と認定されている部分に含まれる文言なので信憑性に乏しい[49)]。また、一般的に含まれる国王・王国のための祈願要請の文言も欠けている。したがって、バルティルドが直接付与に関わったかどうかは不詳である。

(4) 660年サン・ピエール・ル・ヴィフ特権（小特権）

660年11月頃、サンス司教エモがマレ・ル・プティの王宮にてサン・ピエール・ル・ヴィフに特権を付与した[50)]。文書内にバルティルドや国王への言及はないが、前述のように『バルティルド伝』の記述によれば彼女が特権とイムニタスを付与するよう命じたとされる。特権が王宮にて付与されたという事実も王権による何らかの関与があったことを示唆する。とはいえ、バルティルドが特権に関与したとして、なぜ文書がそれに直接言及しないのかは疑問として残る。まだ「王妃」であったバルティルドへの言及がなかったサン・ドニ特権付与の際とは異なり、660年の時点で彼女は「摂政」という一層重要な立場にあったはずである。

(5) 663年シティユ特権（小特権）

663年、テルアンヌ司教アウドマルスがシティユに特権を与えた[51)]。エヴィヒは、様々な問題を抱えるこの特権文書に後代の加筆を認めつつも、信憑性が十分認められる部分が少なくないことを他の特権との比較検討を通じて明らかにした。すなわち、653年のサン・ドニ、660年のサン・ピエール・ル・ヴィフ、664年のコルビの諸特権との内容・形式の類似性を根拠として、シティユ特権が「修道院政策」の一環をなしたとみている[52)]。

とはいえ、特権文書は国王やバルティルドによる要請などには言及しておらず、『バルティルド伝』もシティユについては触れていない。しかし、少なくとも王権が何らかの形で関与したことは別の間接的な証拠により示されている。まず、特権文書には国王･王国のための祈願要請の文言が含まれているが、これはクロタール3世とバルティルドにとって大きな霊的恩恵を意味したはずである[53)]。次いで、7世紀末の国王証書により、クローヴィス2世が649-57年頃にシティユにイムニタスを付与したことが判明している[54)]。これはバルティルドが王妃としてサン・ドニ特権の付与に関わった時期と重なるので、彼女がシティユのイムニタスにも関与した可能性は十分考えられる。イムニタスを付与された修道院と王権の間には特別な紐帯が形成されたため[55)]、663年の特権付与に王権が全く関与しなかったとは考えにくい。

(6) 664年コルビ特権（小特権）

664年、クロタール3世とバルティルドの要請を受けて、アミアン司教ベルテフレドゥスがコルビ修道院に特権を与えた[56)]。コルビはもともと、バルティルドが国家領 fiscus に建立させたものであり、彼女の要請により初代院長テウデフレドゥスを含め修道士たちがリュクスーユ修道院から移籍している[57)]。そのため、コルビは当初から王権の強い影響下に置かれていた。伝来するコルビ特権文書の写しの信憑性をめぐっては激しい論争が繰り広げられたが、現在では若干の加筆・改変を含む真正文書であるとしたルヴィヤンの見方が支持されている[58)]。一方、ルヴィヤンが真正文書と主張し続けた657-61年頃のコルビへのイムニタス文書は、近年の研究により8世紀以降の偽文書と認定されている[59)]。

以上からわかるように、『バルティルド伝』第9章の描写とは対照的に、特権文書自体からはバルティルドが圧倒的な立場から特権付与を推進するような姿を読み取ることはできない。「有力聖堂」に数えられるサン・ドニとサン・ピエール・ル・ヴィフの特権文書には彼女の名前が登場しない。もちろん、それは彼女の関与を否定するものではないが、両文書を作成した司教ないしは聖職者は言及する必要性を感じなかったらしい。また、バルティルドが関与した形跡のない660年のサント・コロンブ特権や、関与の度合いが不明瞭な663年のシティユ特権がある。バルティルドによる直接の要請に言及したのは664年のコルビ特権のみだが、コルビは彼女自身の全面的な支援の下で新設されたという点で他とは異なるケースであった。

そうなると、『バルティルド伝』第9章で描かれるトップダウン的な特権付与のイメージにより「修道院政策」全体の性格を規定することには慎重になる必要があろう。これまで第9章の先入観に基づき特権文書が解釈されるきらいがあり、そのためにバルティルドの強圧的な姿勢とそれに対する司教たちの反発・消極性が過度に意識されてきたのではないだろうか。筆者の見通しでは、たしかにバルティルドは特権付与に積極的に関わったが、それは通説で考えられるよりも付与・署名を

行う司教たちとの合意の下で行われたのである。そこで次に、実際に特権付与に携わった司教に目を向けたい。

第3章　バルティルド王妃期の特権（649-57年頃）

バルティルドの王妃期に付与されたことが確実なのは653年のサン・ドニ特権のみである。しかし、同特権及びその確認は摂政期の諸特権の先駆であり、それらに関与した人々に注目することは「修道院政策」の推移を捉えるためにも不可欠である。本章では、637-67年の30年間に付与された全特権の署名者のデータを掲載した表を参照しつつ、両文書に署名した司教の経歴や特権への関与の度合いを検討する[60)]。なお、653年の特権文書には26名、654年の確認文書には15名の司教が署名したが、後者のみに署名したトゥール司教リゴベルクトゥス［61］を除くと署名者は全て重複している。

まず署名の分析に入る前に、653年のサン・ドニ特権文書の中でたびたび引用されてきた一節に触れておきたい。パリ司教ランデリクスは特権を付与するに至った理由の一つとして、「我々には抗い

表　修道院特権の署名者一覧（637-667年）

首都司教座	司教座	番号	司教名　※特権付与者	特権文書・特権確認文書								
				637	645	653	654	660-1	660-2	663	664	667
サンス	サンス	1	キルデガリウス	◯								
		2	アウノベルトゥス		◯							
		3	アルメンタリウス			◯	◯					
		4	エモ　※					◯	◯		◯	◯
	パリ	5	アウドベルトゥス　※	◯	◯							
		6	ランデリクス　※			◯	◯					
		7	クロドベルトゥス					◯	◯		◯	
		8	インポルトゥヌス									◯
	ヌヴェール	9	ラウレクス	◯	◯	◯	◯					
		10	レウドボドゥス					◯	◯		◯	◯
	シャルトル	11	マラルドゥス	◯	◯	◯						
		12	ガウキオベルトゥス				(◯)	◯	◯		◯	◯
	モー	13	ブルグンドファロ　※	◯	◯	◯		◯	◯			◯
	オーセール	14	パラディウス	◯		◯	◯					
		15	ウィルギリウス									◯
	トロワ	16	レウトカドゥス		◯							
		17	ベトアルドゥス					◯	◯			
	オルレアン	18	アウド									◯
ランス	ノワイヨン	19	アカリウス	◯								
		20	エリギウス			◯	◯	◯				
		21	ムンモレヌス						◯	◯	◯	
	ソワソン	22	アサネウス	◯								
		23	ドラウシクス　※					◯	◯	◯	◯	◯
	アミアン	24	ベルテフレドゥス　※			◯		◯	◯	◯	◯	
	ボーヴェ	25	マウリヌス	◯	◯	◯			◯			
		26	クレメンス									◯
	カンブレー	27	アウデベルトゥス			◯		(◯)	(◯)	◯	◯	
	サンリス	28	アウデベルトウス			◯		(◯)	(◯)	◯	◯	
	テルアンヌ	29	アウドマルス　※			◯	◯			◯		
	ランス	30	ニウァルドゥス									◯

首都司教座	司教座	番号	司教名　※特権付与者	特権文書・特権確認文書								
				637	645	653	654	660-1	660-2	663	664	667
リヨン	リヨン	31	カンデリクス	○	○							
		32	アウネムンドゥス			○	○	○	○			
		33	ゲネシウス								○	○
	ラングル	34	ベルトルドゥス	○								
		35	シコアルドゥス			○	○		○			
	シャロン・シュル・ソーヌ	36	グラトゥス		○	○	○					
		37	デシデラトゥス									○
	オータン	38	フェレオルス	○	○							
		39	レウデガリウス									○
	マコン	40	アデオダトゥス	○								
ルーアン	ルーアン	41	アウドイヌス			○		○			○	○
	バイユー	42	ラグノベルトゥス					○	○		○	○
	セー	43	アマルカリウス					○	○	○		
	エヴルー	44	コンケッスス					○	○			○
	リジユー	45	ヒンチョ					○	○			
ヴィエンヌ	ヴィエンヌ	46	シンドゥルフス	○								
		47	カオアルドゥス			○	○	○	○		○	
	グルノーブル	48	クラルス			○	○					
		49	ボソ								○	○
	ヴァランス	50	アイルフス	○								
		51	イングリドゥス			○						
	ジュネーヴ	52	ペリコニウス	○								
アルル	アルル	53	イオハネス			○		○	○			
	アンブラン	54	アエテリウス			○	○		○			
	アンティーブ	55	ドカリウス					○	○			
	ヴェソン	56	ペトルウィヌス	○								
	トゥーロン	57	マリウス	○								
	エクス	58	プロタディウス	○								
	フレジュ	59	マルティヌス	○								
トゥール	トゥール	60	マグデギスリウス	○								
		61	リゴベルクトゥス				○					
	ル・マン	62	ベルカリウス					○	○			
	アンジェ	63	ルプス						○			
ブールジュ	ブールジュ	64	ウルフォレヌス			○	○	○				
	ロデズ	65	ウェルス	○								
	クレルモン	66	ギロインドゥス						○			
ボルドー	アングレーム	67	マグマティウス	○								
		68	ガウデムンドゥス						○			
		69	パテルヌス								○	
	サント	70	ベルタリウス					○				
ブサンソン	ブサンソン	73	ドナトゥス	○	○							
トリーア	メッス	71	アッボ									○
	ヴェルダン	72	グイド	○								
司教座なし（遍歴司教）		74	アマンドゥス	○								
①司教座判明の署名者合計				26 名	11 名	22 名	14 名	22 名	24 名	7 名	15 名	18 名
②当該文書の署名者合計				26 名	12 名	26 名	15 名	26 名	26 名	7 名	15 名	19 名

注記 1）表を作成するにあたり、各特権文書の他に注にもあげている以下の文献を参照した。Ewig, “Sainte-Colombe”; id., “Sithiu”; id., “Bischofslisten”; id., “Rebais”; id., “Emmo”; Levillain, *Examen Critique*; id., “Études sur l'abbaye”; Auvray, “Documents parisiens”; Duchesne, *Fastes épiscopaux*; Deschamps, “Critique du privilege”; Pontal, *Die Synoden*.

注記 2）「特権文書・特権確認文書」の項目の数字はそれぞれ次の特権を指している。637 = 637 年ルベ特権、645 = 645 年サン・モール・デ・フォセ特権、653 = 653 年サン・ドニ特権、654 = 654 年サン・ドニ特権確認、660-1 = 660 年サント・コロンブ特権、660-2 = 660 年サン・ピエール・ル・ヴィフ特権、663 = 663 年シティユ特権、664 = 664 年コルビ特権、667 = 667 年ノートルダム特権

注記 3）表内の色付部分は、バルティルドの王妃・摂政期の特権を示している

難い命令のような、上述の主人クローヴィス王の要請」をあげている[61]。これまで多くの研究者は、ランデリクスが国王と彼の背後に控える王妃バルティルドの圧力に屈し、自らの意思に反して特権を付与させられたのだと解釈してきた[62]。こうした解釈は、特権付与を推進しようとする王権と、それに反発する司教との対立構図を示している。また、エヴィヒによれば、バルティルドの命令はランデリクスのみならず他の司教たちにより「前代未聞の無体な要求」と捉えられたであろうとしている[63]。要するに、この一節は先に引用した『バルティルド伝』第9章と共に、特権付与をめぐる王権と司教の対立関係を示すものとされてきた。

しかしながら上述の解釈には問題がある。そもそも、この一節の史料的な信憑性が確立されていない。ランデリクス自身の思いに関係なく、国王への批判とも取れるような文言がこの種の文書に登場することは極めて異例といわねばならない。実際、他の特権を見渡しても類似の文言は見出されない[64]。伝来するサン・ドニ特権文書に多くの加筆が認められていることを考慮すると、上に引用した一節が後代の加筆でないという保証はない[65]。また、ランデリクス自身が特権付与に消極的であったと仮定しても、他の司教が彼の考え方を共有したことを示す説得的な根拠が提示されていない。したがってこの一節をもって、当時の司教の多くが特権の付与･署名に反感を抱いていた、という前提に基づいて解釈することは控えるべきであろう。

さて、サン・ドニに関わる2つの文書に署名した司教27名の経歴及び653年以前・以後の活動をみていくと、特権と関わりの深い司教が多数確認できる。まず、中核をなしたと思われるのが、いずれも元宮廷人という経歴を持つルーアン司教アウドイヌス［41］､ノワイヨン司教エリギウス［20］､モー司教ブルグンドファロ［13］､リヨン司教アウネムンドゥス［32］の4名である。第1章でも触れたように、アウドイヌスとエリギウスは早くからバルティルドと親交があり、後の摂政政権の中枢をなした人物である。また両司教は、ダゴベルト1世の下で宮廷官職を務めた時代に、コルンバヌス系のルベ修道院やソリニャック修道院の建設を主導したことでも知られる[66]。

アウドイヌスの要請に応じて637年にルベ修道院に特権を付与したのが、彼とは親類で同じく元宮廷官職者のブルグンドファロである[67]。彼とバルティルドの間に親交があったのかどうか定かではないが、アウドイヌスを通じて面識があった可能性が高い。また、表からもわかるように、ブルグンドファロは637年から667年までの30年間にわたり実に6つもの特権文書に署名している。これは特権文書に署名した全司教の中で最も多い署名回数である。しかも、30年にわたり特権に関与し続けたのは、アウドイヌス（宮廷人時代を含む）とブルグンドファロの2名のみである。

アウネムンドゥスは宮廷で過ごした経験があり、クロタール3世の洗礼に際して代父を務めたとされるが、661-64年頃に敵対者から反逆罪で告発され処刑されてしまう[68]。プリンツは、アウネムンドゥスの失脚の一端をバルティルドの親コルンバヌス的な「修道院政策」への反発に求め、リヨンで普及していた「ローヌ川流域修道制」と王権の推進する「アイルランド・フランク修道制」の対立を想定したが、この解釈は疑問がある[69]。なぜなら、アウネムンドゥスはコルンバヌス戒律の一部導入を伴う特権文書に複数回署名しただけでなく、反逆罪の嫌疑をかけられた際に他ならぬリュクスーユ修道院長ワルデベルトゥスに助力を求めているからである[70]。これらはコルンバヌス修道制に反発する司教のとる行動ではないだろう。

次に、リュクスーユ修道院の元修道士という経歴を持つテルアンヌ司教アウドマルス［29］とカンブレー司教アウドベルトゥス［27］をあげたい[71]。アウドマルス自身が、663年にシティユ修道院に特権を付与したことには既に触れた。カンブレーのアウドベルトゥスをめぐっては、同時期に

アウデベルトゥスという同名のサンリス司教［28］がいたことから、両者の署名が判別できない特権文書が2点ある[72)]。少なくとも、カンブレー司教アウデベルトゥスが653-67年の間に3～5回署名したことは確実である。

この他に、653-54年以前から既に特権に関与していた司教も確認できる。ヌヴェール司教ラウラクス［9］、オーセール司教パラディウス［14］、ボーヴェ司教マウリヌス［25］の3名は、637年のルベ特権や645年のサン・モール・デ・フォセ特権[73)]などの文書に署名している。そのため、ルベ特権の付与において中心的な役割を果たしたアウドイヌスやブルグンドファロらとの接点があったと考えられる。

さらに、摂政期以降に特権への関与が顕著となる人物が登場し始める。アミアン司教ベルテフレドゥス［24］、ヴィエンヌ司教カオアルドゥス［47］、そして前述のサンリス司教アウデベルトゥスは653-67年の間にそれぞれ3～5回署名を行っている。これは、最も多いブルグンドファロに次ぐ署名回数である。しかもベルテフレドゥスは、664年にバルティルドの要請に応じてコルビに特権を付与している。

最後にもう一人あげておきたいのは、654年の国王証書に署名した「助祭」のガウキオベルトゥス［12］である。彼はサント・コロンブ特権以降にシャルトル司教として4回署名が確認される同名の人物と同定できよう。管見の限り、この同定は先行研究ではなされてこなかった。しかし、7世紀においてガウキオベルトゥス（またはその綴り違い）の名を持つ人物は、上記の助祭とシャルトル司教以外に確認できない[74)]。この助祭と司教が極めて近い時期に特権関連の文書で登場したのが偶然とは考えにくい。また、司教に就任するためには原則として国王や宮廷の実力者の承認が不可欠であったが[75)]、654年の宮廷集会の場で署名した助祭ガウキオベルトゥスは司教への昇進に必要なコネクションを有したはずである。これらの点をふまえると、助祭ガウキオベルトゥスが654-60年にマラルドゥス［11］の後継者としてシャルトル司教に就任したと想定できよう。

以上の分析からもわかるように、サン・ドニ特権の付与・確認に立ち会ったのは、630年代から特権に関わっていた元宮廷人や他のベテラン司教であった。このうち、特に元宮廷人たちは摂政期に活躍し続ける。他方、653年から特権に関与し始め、その後も特権付与を支えることになる司教も登場する。摂政期における一連の特権付与において、630年代から650年代前半までに形成された人的な基盤が重要な役割を果たすことになる。

第4章　バルティルド摂政期の特権（657-64年頃）

バルティルドの摂政就任に伴い特権の付与がさらに活発となる。本章では署名を主要な分析対象とするため、文書が伝来する特権4点を検討したい。バルティルドが関与した形跡のないサント・コロンブ特権を分析対象に含めたのは、同特権の付与が他の特権3点と同じような司教たちにより支えられたからである。

第1節　660年のサント・コロンブ特権、サン・ピエール・ル・ヴィフ特権

660年の特権文書2点の署名者のうち、特に注目すべきは先にあげた中心的な人物の存在である。元宮廷人のルーアン司教アウドイヌスとノワイヨン司教エリギウス、さらにモー司教ブルグンド

ファロとリヨン司教アウネムンドゥスが確認できる。それに加え、もうひとり重要な人物としてパリ司教クロドベルトゥス［7］が新たに登場する。彼は恐らく数多くの宮廷官職者を輩出したネウストリアの有力門閥の出身であり、アウドイヌスやエブロイヌスと共に摂政政権の中枢を担った人物である[76)]。このように、宮廷で影響力を持つ司教の特権への関与がはっきりと確認できる。

ところで、エリギウスはサント・コロンブ特権文書には署名しているものの、1～2ヶ月後のサン・ピエール・ル・ヴィフ特権文書には宛先の一人としてのみ登場し、署名はノワイヨンの新司教ムンモレヌス［21］が行っている。恐らく、最初の特権が付与された後、病気が原因で王宮に参集できなかったエリギウスから署名をもらうために彼宛に特権文書が回付されたが、到着した頃には同司教が死去していたのでムンモレヌスが代わりに署名をしたのであろう[77)]。このムンモレヌスはリュクスーユ修道院出身で、663年に特権を付与されたシティユの元院長である[78)]。彼は同じ経歴を持つテルアンヌ司教アウドマルスやカンブレー司教アウデベルトゥスらと共に、特権付与に積極的に関与していく。

上記以外では、それぞれ653-67年の間に4～5回署名した、付与者のサンス司教エモ［4］、ヴィエンヌ司教カオアルドゥス、アミアン司教ベルテフレドゥス、アウデベルトゥス（カンブレー・サンリスのいずれかが2回か各1回ずつ）、シャルトル司教ガウキオベルトゥス、そして637年以降4回署名しているボーヴェ司教マウリヌスらが確認できる。

最後に、新たに登場した注目すべき人物として、ソワソン司教ドラウシクス［23］、ヌヴェール司教レウドボドゥス［10］、バイユー司教ラグノベルトゥス［42］の3名に触れておきたい。ドラウシクスは、サント・コロンブ特権を皮切りに5回にわたり署名しており[79)]、667年にはエブロイヌスの要請に応じてソワソンのノートルダム女子修道院に特権を付与した[80)]。他方、恐らく660年代前半に発給された国王法廷の裁定文書 placitum の原本によれば、レウドボドゥスはリヨン司教ゲネシウス、パリ司教クロドベルトゥス、シャルトル司教ガウキオベルトゥスらと共に国王法廷で評決に参与していた[81)]。これはレウドボドゥスが宮廷と深いつながりを有していたことを示唆する。最後のラグノベルトゥスについては、少なくとも626-27年頃から司教を務めていたベテランであるということ以外は不詳だが、667年までに4回署名が確認できる[82)]。

第2節　663年シティユ特権

シティユ特権文書の署名者は、後代の加筆を除外すると司教は付与者アウドマルスを含め僅か7名である[83)]。これは他の特権文書と比べて極端に少ないが、その理由は発給場所に求められよう。文書によれば、この特権はシティユで付与されている[84)]。この修道院がネウストリア北端部に位置したため、パリ以南に司教座を持つ多くの司教にとっては参集することが困難だったはずである。シティユ特権文書の署名者たちの司教区をみていくと、ノワイヨン・アミアン・カンブレー・サンリス・ソワソンはいずれもシティユの位置するテルアンヌ教区の隣接・周辺地域にあたる。そのため、シティユの地理的状況を考慮して、周辺の司教のみで付与が行われたと解釈できる。

シティユ特権文書の署名者には新人が一人もいない。付与者アウドマルスを筆頭に、ムンモレヌス、ベルテフレドゥス、アウデベルトゥス（カンブレー）、アウデベルトゥス（サンリス）、ドラウシクス、そしてセー司教アマルカリウス［43］は全て過去に特権付与に関与した経験があった。しかも彼ら7名の中には、リュクスーユ修道院出身者が3名、663-67年に自ら特権を付与した者が3名、653-67年に特権文書に5回以上署名した者が少なくとも2名いた。したがって、シティユ特権文書

に署名した司教は人数こそ少ないものの、まさに特権付与を支える司教勢力の重要な一角をなす存在であった。

第3節　664年コルビ特権

コルビ特権文書の署名者16名中、13名がそれ以前から関与していた司教である。660年の特権と同様、政権中枢にいたアウドイヌスとクロドベルトゥスの署名を確認できる。彼らに加えて、初めて登場するリヨン司教ゲネシウス［33］は王妃期からバルティルドに仕えてきた側近であり、処刑されたアウネムンドゥスの後任であった。『バルティルド伝』によればゲネシウスは「キリストの命令」により就任したが、バルティルドの関与があっただろう[85)]。なお、ブルグンドファロは宛先には出てくるが署名は確認できない。

この他の司教については、改めて付け加える情報がほとんどない。一応確認しておくと、コルビ特権の付与者ベルテフレドゥスを筆頭に、カオアルドゥス、ドラウシクス、エモ、アウデベルトゥス（カンブレー）、アウデベルトゥス（サンリス）、ガウキオベルトゥス、レウドボドゥス、ラグノベルトゥス、ムンモレヌスらは、いずれも653年以降に2～4回署名した経験を持つ人物であった。このように、バルティルドが直接関与した最後の事例であるコルビ特権は、側近のアウドイヌスらを中心として、それまで何度も署名してきた馴染みの司教たちの協力の下で付与されたのである。

以上の分析から、バルティルド摂政期の特権文書4点の署名者の動向が王妃期のそれを継承していることがわかる。いずれの特権においても、それ以前の特権から署名者が引き継がれるというパターンが一貫しているのである。次章ではこうした分析結果をもとに、司教たちとバルティルドの関係を探りたい。

第5章 「修道院政策」を支えた司教とバルティルドの関係

これまでの分析により、同じ人物が複数の特権に関与するという顕著な傾向が確認できた。653-64年の特権文書5点・確認文書1点（表の色付部分に該当）において、司教座の判明している司教43名による合計106回の署名が確認できるが、3回以上署名した司教21名が署名全体の実に約68%（72回）を担っている。さらに、その21名のうち7名が4回以上署名しており、全体の約27%（29回）を担っている。これらの数字は、バルティルドの王妃・摂政期において特権付与が一定した、連続性を持つ人的基盤により支えられたことを明示している。

こうした署名動向をふまえ、司教らとバルティルドとの関係をどう評価できるか。以下では、特権を付与したり署名したりした司教の特権に対する姿勢やバルティルドとの関係を明らかにするために、彼らを次の3つのグループに分けて検討してみたい。(1) 元宮廷人やバルティルドの側近のグループ、(2) リュクスーユ修道院出身者のグループ、(3) (1)・(2) を除くバルティルドの王妃・摂政期に3～5回署名した司教のグループである。

(1) のグループは、ルーアン司教アウドイヌス、モー司教ブルグンドファロ、ノワイヨン司教エリギウス、リヨン司教アウネムンドゥス及びゲネシウス、パリ司教クロドベルトゥスの6名からなる。特に重要な位置を占める最初の3名は親族や盟友であり、632年のソリニャック寄進や先駆的な637年のルベ特権において協力的な関係がみられる。また、この3名は共通して640-50年代に宮廷

で影響力を有した宮宰エルキノアルドゥスとは別の勢力を形成しており、バルティルドが早い段階から彼らに近づいたのもそうした政治的事情をふまえてのことと推察される。

バルティルドの摂政就任に伴い「修道院政策」が新たな段階に入るが、その際に人的な交代が生じた。エリギウスが660年のサン・ピエール・ル・ヴィフ特権付与の時期に死去し、アウネムンドゥスが失脚する。この二人に代わって、バルティルドの側近のゲネシウスとクロドベルトゥスが登場する。一方、アウドイヌスとブルグンドファロは健在で、ゲネシウスと共にバルティルド失脚後の667年のノートルダム特権にも関わることになる。

これらの司教が特権付与に反発する理由は見出されず、むしろ政権の中枢を担う立場から積極的に関与したのではないかと考えられる。注目すべきは、彼らがバルティルドの王妃期以前から特権に積極的に関わっており、また彼女の失脚後もなお宮宰エブロイヌスの下で関与し続けたという事実である。つまり、彼らの特権付与への関与は何も「バルティルドの修道院政策」の一環としてだけみられたわけではない。それは、30年以上にわたる活動として見るべきであろう。筆者の見通しでは、「修道院政策」の成立・展開にはバルティルドとアウドイヌスらとの政治的利害の一致に基づく協調関係が不可欠であったが、この点に関しては宮廷政治の文脈においてより具体的な検討が必要である。少なくとも、特権付与がバルティルドの政権を支える有力司教の協力の下で推進されたことは疑いない。また、アウドイヌス・ブルグンドファロ・クロドベルトゥスらがいずれもネウストリアの有力な貴族家門の一員でもあった点を改めて指摘しておきたい[86]。

次の（2）のグループは、テルアンヌ司教アウドマルス、カンブレー司教アウデベルトゥス、ノワイヨン司教ムンモレヌスの3名からなる。彼ら自身が元修道士であったため、特権の付与に対しては相当な理解があり、積極的に関与する動機があったと考えられる。実際、アウドマルスはシティユに特権を与えているが、王権が付与を強制した形跡はない。とはいえ、コルンバヌス修道制の本拠地であるリュクスーユで活動したことから、彼らが司教権力からの修道院の完全な自立を目指したとはいえない。現にアウドマルスは特権付与によりシティユに大幅な自由を認めたものの、それはあくまで「小特権」の部類であり、同修道院と教区司教（すなわちアウドマルス自身）との緊密な連帯関係の維持が前提とされた点を見逃すべきではない[87]。

最近、フォックスが明らかにしたように、「コルンバヌス系」の修道院を特徴付け、相互に結び付けたのは共通の戒律や法的地位というよりは人的な交流・ネットワークであった[88]。この時代においてリュクスーユは多数の修道院に人材を派遣した。例えば、アウドイヌスが建設を主導しブルグンドファロが特権を付与したルベの初代院長は、リュクスーユ出身で両司教の親類でもあるアギルスであり、エリギウスが建設を主導したソリニャックの初代院長レマクルスも同様の経歴であった[89]。また前述のように、バルティルドが建設させたコルビの初代院長テウデフレドゥス（後にアミアン司教）や他の修道士たちはリュクスーユからの移籍者で、アウドマルスが建設を支援したシティユの初代院長もリュクスーユ出身のムンモレヌスであった。こうした修道院の人的ネットワークにおいて、リュクスーユ出身者と元宮廷人の司教たちとの結び付きを見出すことができる。

（3）のグループの司教たちの経歴、政治的立場、コネクションなどに関する同時代的な情報は非常に限られている。このグループの主要な人物は、アミアン司教ベルテフレドゥス、ヴィエンヌ司教カオアルドゥス、シャルトル司教ガウキオベルトゥス、ヌヴェール司教レウドボドゥス、サンス司教エモ、ソワソン司教ドラウシクス、バイユー司教ラグノベルトゥス、サンリス司教アウデベルトゥスなどである。この中には、特権文書の署名以外に活動が知られていない司教も少なくない。彼

らの特権への態度を問うことは困難だが、署名の回数自体が重要な手がかりになる。特権文書への署名は教会全体に見られる動きではなく、司教全員に署名の義務が発生したわけではない。それにしては署名の総数が少なすぎる上、署名者の偏りも著しい[90]。したがって、複数回署名した司教たちは自らの意思によりそうした、あるいは少なくとも特権付与への立ち会いを依頼したバルティルドや宮廷の有力司教により協力的な人物とみなされていたと考えられる。

また、(3) のグループの司教が宮廷と密接な関わりを有していたことを示す証拠もある。例えばカオアルドゥスは、653-64 年の 11 年間で 5 度の特権付与に立ち会っているが、その度に司教座ヴィエンヌから片道 400 キロ以上も離れたパリやその周辺に赴いている。このことは、カオアルドゥスが地方の司教でありながら宮廷と緊密な連帯を維持したことを示す。また先述のように、660 年代前半の国王証書原本により、レウドボドゥスやガウキオベルトゥスがクロタール 3 世の国王法廷に参与したことが判明している[91]。この史料は、二人の司教が特権付与以外の所用のためにも宮廷に出入りしていたことを示している。こうした司教たちも、宮廷を中心とする人的ネットワークの一員として特権文書に関与していたと考えられる。またそれは、宮廷の実力者たるバルティルドやアウドイヌスなどの有力司教との良好な関係を維持する意味も有したであろう。

ところで、このグループにおけるエモ、ベルテフレドゥス、ドラウシクスなどの特権付与者の存在も注目される[92]。通説的な考え方に従えば、彼らはバルティルドの命令ないし要請によりやむを得ず特権を付与したことになろう。たしかにエヴィヒなどが指摘するように、司教が「有力聖堂」や修道院の諸権利、とりわけ財産管理権を自由に行使していたと仮定すれば、特権付与は司教にとって損失を意味したかもしれない[93]。しかしながら、特権付与を「本来司教に属すべき権利」の放棄という観点のみから捉えるべきでない。

「有力聖堂」の代表格サン・ドニの事例を考えてみよう。エヴィヒの考えを踏襲する J・ゼムラーによれば、設立以来サン・ドニ聖堂の人事・財政は司教が掌握していたが、653 年のランデリクスによる特権付与に伴い初めて自立的な修道院となり、司教の干渉から解放された。だからこそ、ランデリクス――そして「有力聖堂」を擁する他の司教たち――は王権による特権付与の押しつけに大きな反感を抱いていた、というのである[94]。だが、特権付与以前における司教によるサン・ドニの支配について疑問がないわけではない[95]。サン・ドニが所有した財産には歴代国王による寄進に由来するものが多く含まれおり、実際ダゴベルト 1 世による所領・貴重品の寄進は同時代人も驚嘆するほど莫大なものであったとする証言もある[96]。それゆえ、サン・ドニは司教のみならず王権の利益にも深く結び付いていたと考えられる。こうした状況下で、クローヴィス 2 世は 654 年のサン・ドニ特権確認文書の中で財産譲渡に際しては「国王の許可」nostrum permissum が必要であることを強調しているが、王権の関与がそれ以前から慣例となっていた可能性は否定できない。それというのも、同王は 640 年代に既にサン・ドニないしはその責任者を「国王の保護下」nostro sermone に入れることで、聖堂と特別な紐帯を形成していたのである[97]。

また、コルビやシティユ（あるいはルベやソワソンのノートルダム）などに関しては、もともと国王・貴族が寄進した豊かな所領が建設用地などに当てられていた。この場合、そもそも修道院を運営する権利を有したのは司教ではなく院長であったと考えられるし、寄進者・建設支援者にも一定の発言権があったはずである[98]。要するに「有力聖堂」にせよ修道院にせよ、相当な寄進を行ってきた王権（あるいは貴族層）がその財産の用途や保護に関心を持つのは当然のことであり、司教たちとてそうした状況を無視することはできなかったはずである。こうした背景に特権付与を位置づけると、

それは王権主導による司教の権利剥奪という一方的な措置というよりは、一応は独立した存在である院長の権限を保障することで受益共同体をめぐる王権・司教双方の利害の調整を意図した措置と解釈することもできよう。また我々の知る限り、バルティルドの時代に付与されたのがすべて教区司教の霊的権限を保障する「小特権」であったということも、王権と司教の間で一定の妥協がなされたことをうかがわせる[99)]。

他方、ローゼンウェインが指摘するように、司教が特権付与を通じて受益共同体と紐帯を形成できた点も見逃せない[100)]。この関連で特に注目に値するのが修道院本来の機能たる祈願である。この時代において、王族・司教・俗人貴族を問わず、修道士たちによる祈願に真摯に期待を寄せたことは明らかである。バルティルドの王妃・摂政期のほとんどの特権文書には、祈願をするよう修道士たちに要請する文言が含まれる。典型的な一例としてコルビ特権文書には、「(修道士らが) 教会の状況のために、そして国王たちの安寧と王国の安泰と祖国の平穏のために、敬虔なる主に一層祈願できるように」とある[101)]。ここでは、付与者である司教自身が属する教会と国王・王国のための祈願が期待されている。またサン・ドニ特権文書には、「(修道士らが) 我々のために、また同様に我らが教会の全ての兄弟のために神に祈るように」とある[102)]。このケースでは、付与者のランデリクスが直接自分や仲間の聖職者のために祈るよう求めている。このように、特権付与が司教にとりただの「損失」を意味したと考えるのは一面的な見方である。

以上のように、特権の付与・署名において中心的な役割を果たした司教の多くがバルティルド自身や宮廷とのつながりを有しており、宮廷を中心とするネットワークを形成していた。こうしたネットワークこそが特権付与を推進するために不可欠な基盤となった。他方で、特権を付与するにあたって、王権と司教の間で一定の利害調整がなされたと考えられる。このように「修道院政策」の根底にあったのは王権と各地の司教との対立関係ではなく協調関係であった。

おわりに

650-60 年代にかけて、フランク王国では多数の修道院・聖堂が特権を付与され、正式に司教権力から大幅な自立を獲得した。通説的には、バルティルドがアイルランド・コルンバヌス的な修道制に基づく「修道院政策」の一環として一方的に司教に特権を付与させて、教会に対する王権の優位性を確保しようとしたと考えられてきた。これに対し本稿では、バルティルドの王妃・摂政期において特権を付与し、あるいは特権文書に署名した司教たちの動向や経歴を詳しく分析することで、通説とは異なる解釈の可能性を示した。分析結果の要点は三つにまとめられる。

第一に、これまで『バルティルド伝』第 9 節の記述やパリ司教ランデリクスの発言など、インパクトのある史料の一部分に基づき、バルティルドによる司教たちへの特権の付与・署名の強要が過大視されてきたということである。彼女が積極的に特権付与を促したことは疑いないが、それは「修道院政策」が一方的であったことを必ずしも意味しない。

第二に、特権に効力を与える上で不可欠な手続きである署名が、一定の司教たちにより支えられ続けたということである。中でも特筆すべきは一人で 3 回以上署名した司教 21 名で、ネウストリア・ブルグンド教会の一部に過ぎなかった彼らが諸特権の署名全体の 7 割近くを担った。しかも、その中には特権の付与者が何人も含まれていた。

第三に、この 21 名を中心として署名者の多くが経歴、交友関係、政治的立場などの面でバルティルドや宮廷と関わりを持つ人物であったということである。本稿ではこうした司教を、(1) 元宮廷人・側近、(2) リュクスーユ修道院出身者、(3) それ以外で 3 ～ 5 回以上署名した者、という 3 つのグループに分類した。彼らは宮廷を中心とするネットワークを形成しており、特権付与はそうした回路を通じて行われた。

以上の知見をふまえると、「修道院政策」を王権と教会、中央と地方との対立の構図に基づき推進された政策として捉えることはできないだろう。そもそも、特権付与は教会全体を巻き込んだ現象ではなく、主として宮廷とつながりを持つ司教とその人的ネットワークを通じて展開された。特権付与のたびに人的関係が更新され、王権と司教、中央と地方との間の有機的な関係が維持された。こうした人的なつながりこそが、バルティルドの王妃・摂政期における王権の求心力を支える上で不可欠な役割を果たしたと考えられる。他方、特権付与は個別の人的関係だけに依存するものではなく、ますます高まる修道院の政治的・経済的な役割や信仰上の重要性に対する同時代人の共通認識に支えられた側面もあった。つまるところ「修道院政策」は、一方的な支配関係を作り出したり強化したりするための政策とはいえない。むしろ、修道院を中心に据えて、王権と各地の司教のバランスの取れた関係の構築・維持を目指したものと評価することができよう。

もっとも、今回は署名者の動向の分析が中心であったため、実際にいかなる政治的な条件や意図の下でこうした王権・司教関係が成立したかについては十分に検討できなかった。特に検討を要すると思われるのは、バルティルドを政治的に支えると同時に「修道院政策」推進の重要な一角をなしたアウドイヌス及び彼の親族や盟友（ブルグンドファロ・エリギウスなど）の思惑である。司教側の視点に立った分析を通じて、王権と司教の関係において「修道院政策」が有した意義をより立体的に描くことができずはずである。

ところで冒頭でも触れたように、7 世紀後半においては地方分離が進み、司教がますます自立的な支配を強めたとされる。こうした側面は否定できないものの、他方本稿で明らかにしたように、バルティルドの王妃・摂政期においては修道院との関わりを通じて王権と司教との緊密な関係が保たれたと考えられる。一般的にはバルティルドの失脚に伴い「修道院政策」が頓挫したとされるが、667 年に宮宰エブロイヌスの下でアウドイヌスや他の馴染みの司教たちが特権に携わっている点を見逃すべきではない[103]。これは王妃・摂政期の人的ネットワークが機能し続けていたことを示唆する。その後、670 年代に入ると大きな政治的混乱が生じるが、680-90 年代には政局が再び安定に向かう。興味深いことに、この時期に特権が再び付与され始め、各地から多数の司教が集結し署名しているのでる[104]。これらが示しているのは、王権と司教の対立や地方分離とはまた異なる側面がメロヴィング後期・末期の政治世界に存在したということではないだろうか。さらなる分析を今後の課題としたい。

注

1）K. F. Werner, “Les principautés périphériques dans le monde franc du VIII^{e} siècle”, *I problemi dell’occidente nel secolo VIII*, Spoleto, 1973, pp. 483-514.

2）Ibid., pp. 500-504; P. J. Geary, *Before France and Germany: The Creation and Transformation of the Merovingian World,* New York/Oxford, 1988, pp. 200-210; H. J. Hummer, *Politics and Power in Early Medieval Europe: Alsace and the Frankish Realm, 600-1000*, Cambridge, 2005, pp. 26-55.

3）E. Ewig, “Milo et eiusmodi similes”, in *Sankt Bonifatius: Gedenkgabe zum zwölfhundertsten*

Todestag（*754-1954*）, Fulda, 1954, pp. 412-440; R. Kaiser, “Royauté et pouvoir épiscopal au nord de la Gaule（VII^e^-IX^e^ siècles）”, in H. Atsma（ed.）, *La Neustrie: les pays au nord de la Loire de 650 à 850*, tom. 1, Sigmaringen, 1989, pp. 143-160. 司教権力をめぐる研究史と新たな見方については、杉浦武仁「『司教支配権論』再考――7 世紀後半のル・マンの事例から」『西洋史学』209（2003）、23-43 頁。

4）F. Prinz, *Frühes Mönchtum im Frankenreich: Kultur und Gesellschaft in Gallien, den Rheinlanden und Bayern am Beispiel der monastischen Entwicklung*（*4. bis 8. Jahrhundert*）, München, 1965. プリンツの論説を踏襲する修道制の概説書として、M. Dunn, *The Emergence of Monasticism: From the Desert Fathers to the Early Middle Ages*, Oxford, 2000, pp. 158-190.

5）Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 489-501; id., “Aristocracy and Christianity in Merovingian Gaul. An Essay”, in K. Bosl（ed.）, *Gesellschaft, Kultur, Literatur. Beiträge Luittpold Wallach gewindmet*, Stuttgart, 1975, pp. 153-165. ただし、プリンツの主張は問題を抱えている。「私有修道院」の概念をめぐる問題については、S. Wood, *The Proprietary Church in the Medieval West*, Oxford, 2006, pp. 109-139. また貴族の「自己聖化」論の問題については、佐藤彰一「メロヴィング朝期聖人伝研究の動向――F・グラウス、F・プリンツの所説の紹介を中心として――」同『ポスト・ローマ期フランク史の研究』岩波書店、2000 年、100-105 頁。

6）E. Ewig, “Das Privileg des Bischofs Berthefrid von Amiens für Corbie von 664 und die Klosterpolitik der Königin Balthild”, *Francia* 1（1973）, pp. 62-114（以下 “Klosterpolitik” と略記）.

7）聖堂 basilica と修道院 monasterium は原理的には区別されていたが、7 世紀においては実態の上で両者を厳密に区別するのは容易ではなく、史料上でもしばしば混同された。Wood, *The Proprietary Church*, pp. 109-110, 191-192. また、特権付与に伴い受益共同体に修道戒律が導入されるのが一般的であったので、聖堂 basilica に付与されたものも含め本稿では修道院特権と呼ぶ。

8）E. Ewig, “Beobachtungen zu den Klosterprivilegien des 7. und frühen 8. Jahrhunderts”, in H. Atsma（ed.）, *Spätantikes und Fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften*（*1952-1973*）, München, 1976-1979, Bd. 2, pp. 418-424（以下 “Klosterprivilegien” と略記）. エヴィヒに拠りながらこの問題を扱った邦語研究として、徳田直宏「中世初期における修道院と司教権力との法的関係に関する一考察――修道院・libertas をめぐって」『愛知県立芸術大学紀要』6（1976）、3-21 頁。

9）Ewig “Klosterprivilegien”, p. 417; 徳田「中世初期における修道院」、10-13 頁。

10）Ewig, “Klosterpolitik”, pp. 106-114.

11）Ibid., p. 114.

12）Ewig, “Milo et eiusmodi similes”, pp. 430-434.

13）J. Semmler, “Episcopi potestas und karolingische Klosterpolitik”, in A. Borst（ed.）, *Mönchtum, Episkopat und Adel zur Gründungszeit des Klosters Reichenau*, Sigmaringen, 1974, pp. 305-395; J. Nelson, “Queens as Jezebels: the Careers of Brunhild and Balthild in Merovingian History”, in D. Baker（ed.）, *Medieval Women*, Oxford, 1978, pp. 67-73; Y. Hen, *Culture and Religion in Merovingian Gaul, A.D. 481-751*, Leiden/New York, 1995, pp. 54-56; B. Rosenwein, *Negotiating Space: Power, Restraint and Privileges of Immunity in Early Medieval Europe*, Ithaca, 1999, pp. 74-81; 佐藤彰一『修道院と農民――会見文書から見た中世形成期ロワール地方』名古屋大学出版会、1997 年、91-104 頁。

14）Ewig, “Klosterprivilegien”, p. 419.

15）Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 64-66; ead., “L'espace clos: Grégoire et l'exemption épiscopale”, in N Gauthier et. H. Galinié（eds.）, *Grégoire de Tours et l'espace gaulois. Actes du congrès international Tours, 3-5 Novembre 1994*, Tours, 1997, pp. 251-262.

16）Fox, *Power and Religion in Merovingian Gaul: Columbanian Monasticism and the Frankish Elites*, Cambridge, 2014, pp. 221-251; A. Dierkens, “Prolégomènes à une histoire des relations culturelles entre les îles britanniqes et le continent pendant le haut moyen âge: La diffusion du monachisme dit colomabanien ou iro-franc dans quelques monastères de la région parisienne au VII^e^ siècle et la politique religieuse de la reine Balthilde”, in Atsma, *La Neustrie*, tom. 1, pp. 371-394.

17）Ewig, “Klosterpolitik”, pp. 107-109. バルティルドの中央集権志向を指摘する概説書として、K. F. Werner,

Histoire de France: les origines, Paris, 1984, pp. 335-336; Geary, *Before France and Germany*, p. 188; 佐藤彰一「フランク王国」柴田三千雄他編『フランス史』第1巻、山川出版社、1995年、148-149頁。

18）P. Fouracre, "Merovingians, Mayors of the Palace and the Notion of a 'Low-Born' Ebroin", *Bulletin of the Institute of Historical Research* 57（1984）, pp. 1-14; id., "Francia in the Seventh Century", in id.,（ed.）, *The New Cambridge Medieval History, c. 500-c. 700*, vol.1, Cambridge, 2005, pp. 394-396.

19）Nelson, "Queens as Jezebels", pp. 45-52, 60-73. バルティルドの反司教・中央集権志向を示す根拠としてしばしば引用される、彼女が9名もの司教と多数の聖職者を殺害させたと主張する『聖ウィルフリードゥス伝』（8世紀初頭成立）の信憑性には大きな問題があるとネルソンは指摘する。以下の文献も参照。J. Dubois, "Sainte Balthilde (vers 625-680), reine de France (641-655), fondatrice de l'abbaye de Chelles", *Paris et Ile-de-France* 32（1981）, pp. 19-20; P. Fouracre, and R. Gerberding, *Late Merovingian France: History and Hagiography 640-720*, Manchester, 1996, pp. 110, 172-179.

20）I. Wood, *The Merovingian Kingdoms 450-751*, London, 1994, p. 201; M. Frassetto, *The Early Medieval World: From the Fall of Rome to the Time of Charlemagne*, vol. 1, Santa Barbara, 2013, p. 91.

21）例えば、O. Pontal, *Die Synoden im Merowingerreich*, Paderborn, 1986, pp. 204-212は署名者の司教座を特定しているが分析は加えていない。また、エヴィヒは6世紀以降の決議史料と特権文書の署名の比較を通じて教会会議や教会管区制度の推移について考察している。E. Ewig, "Beobachtungen zu den Bischofslisten der merowingischen Konzilien und Bischofsprivilegien", in Atsma, *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 2, pp. 427-455（以下 "Bischofslisten" と略記）. なお、個別の特権を扱ったエヴィヒの諸論文については本論であげていきたい。

22）Fouracre, "Francia in the Seventh Century", pp. 374-380.

23）宮宰については、I. Heidrich, "Les maires du palais neustriens du milieu du VII[e] au milieu VIII[e] siècle", in Atsma, *La Neustrie*, tom. 1, pp. 217-229.

24）Nelson, "Queens as Jezebels", pp. 34-39.

25）国王が未成年の場合、国王証書には国王のみならず摂政たる母親が署名することがあった。以下の事例を参照、T. Kölzer（ed.）, *Die Urkunden der Merowinger*, *MGH DD*, Bd. 1, Hannover, 2001, pp. 184-186, Nr. 72; pp. 237-239, Nr. 92（以下 *Die Urkunden* と略記）.

26）Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 99-106; H. Ebling, *Prosopographie der Amsträger des Merowingerreiches von Clothar II.（613）bis Karl Martell（741）*, München, 1974, pp. 137-139.

27）*Vita Sanctae Balthildis*, c. 2-3, B. Krusch（ed.）, *MGH SRM* 2, Hannover, 1888, pp. 482-485（以下 *VB* と略記）. 当時、ブリテン島とフランク王国との間では交易が盛んで、奴隷の売買も行われていたという。W. Levison, *England and the Continent in the Eighth Century*, Oxford, 1946, pp. 4-14.

28）Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p. 106.

29）Nelson, "Queens as Jezebels", p. 47.

30）Ibid.

31）アウドイヌスについては、E. Vacandard, *Vie de Saint Ouen, évéque de Rouen（641-684）*, Paris, 1902; G. Scheibelreiter, "Audoin von Rouen: ein Versuch über den Charakter des 7. Jahrhunderts" in Atsma, *La Neustrie,* tom. 1, 1989, pp. 195-216.

32）P. Fouracre, "The Work of Audoenus of Rouen and Eligius of Noyon in Extending Episcopal Influence from the Town and the Country in Seventh-Century Neustria", in D. Baker (ed.), *The Church in Town and Countryside*, Studies in Church History 16（1979）, pp. 82-86; R. Le Jan, "Convents, Violence and Competition for Power in Francia", in M. de Jong and F. Theuws (eds.), *Topographies of Power in the Early Middle Ages*, Leiden, 2001, pp. 250-255; Fox, *Power and Religion*, pp. 202-205.

33）*VB*, c. 5, pp. 487-488. エブロイヌスについては、Fouracre, "Merovingians, Mayors of the Palace"; Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 131-133.

34）Nelson, "Queens as Jezebels", pp. 51-52, 70-71; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 112-114.

35) *VB*, c. 9, pp. 493-494: "Preterire enim non debemus, quod per seniores basilicas sanctorum domni Dionisii et domni Germani vel domni Medardi et sancti Petri vel domni Aniani seu et sancti Martini, vel ubicumque eius perstrinxit notitia, ad pontifices seu abates suadendo pro zelo Dei praecepit et epistolas pro hoc eis direxit, ut sub sancto regulari ordine fratres infra ipsa loca consistentes vivere deberent. Et ut hoc libenter adquiescerent, privilegium eis firmare iussit, vel etiam emunitates concessit, ut melius eis delectaret pro rege et pace summi regis Christi clementiam exorare". 翻訳にあたり、佐藤『修道院と農民』、95-96 頁の邦訳及び Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 125-126 の英訳を参照した。

36) Ewig, "Klosterpolitik", pp. 107-108. エヴィヒはこれらの聖堂が 655-662 年頃の間に特権が与えられた順番に列挙されていると考えている。これに対して佐藤氏は、聖堂が地理的な観点から列挙されているに過ぎず（聖ゲルマヌスはサン・ジェルマン・デ・プレと同定)、『バルティルド伝』の解釈に基づき 654 年以前に 6 カ所すべてに特権が付与されたとみている。佐藤『修道院と農民』、100-101、112 頁。しかし本稿では、後述する 653 年のサン・ドニ特権と 660 年のサン・ピエール・ル・ヴィフ特権を考慮して、「有力聖堂」への特権付与が少なくとも 7 年間以上にわたり、王妃期と摂政期をまたいで行われたと考えたい。

37) J. M. Pardessus（ed.), *Diplomata, chartae, epistolae, leges aliaquae instrumenta ad res Gallo-Francicas spectantia*, tom. 2, Paris, 1849, pp. 163-164, n° 374（以下 *Diplomata* と略記); Ewig, "Klosterpolitik", p. 108; 佐藤『修道院と農民』、111-134 頁。

38) Ewig, "Klosterpolitik", p. 109; Nelson, "Queens as Jezebels", pp. 67-70.

39) P. Fouracre, "Eternal light and earthly needs: practical aspects of the development of Frankish immunities", in W. Davies and P. Fouracre（eds.), *Property and Power in the Early Middle Ages*, Cambridge, 1995, pp. 53-81; Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 3-9.

40) L. Levillain, "Études sur l'abbaye de Saint-Denis à l'époque mérovingienne", *Bibliothèque de l'École des Chartes* 87（1926), pp. 53-68; Kölzer, *Die Urkunden*, Bd. 2, p. 608, Dep. 256.

41) Kölzer, *Die Urkunden*, Bd. 2, pp. 610-611, Dep. 262.

42) Pardessus, *Diplomata*, tom. 2, pp. 95-97, n° 320.

43) Levillain, "Études sur l'abbaye", pp. 21-53.

44) Kölzer, *Die Urkunden*, Bd. 1, pp. 216-220, Nr. 85.

45) 本稿では司教の署名のみを分析対象とする。俗人を含めた分析を別途予定している。

46) Pardessus, *Diplomata*, tom. 2, pp. 109-111, n° 333.

47) P. Deschamps, "Critique du privilege épicopal accordé par Emmon de Sens à l'Abbaye de Sainte-Colombe（660, 26 Août)", *Le Moyen Age* 25（1912), pp. 154-159.

48) E. Ewig, "Beobachtungen zu den Bischofsprivilegien für Saint-Maur-des-Fossés und Sainte-Colombe de Sens", in Atsma, *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 2, pp. 485-506（以下 "Sainte-Colombe" と略記).

49) 加筆の範囲については、Ewig, "Sainte-Colombe", p. 495; Deschamps, "Critique du privilege", pp. 149-150.

50) Pardessus, *Diplomata*, tom. 2, pp. 112-114, n° 335; E. Ewig, "Die Klosterprivilegien des Metropoliten Emmo von Sens, das Reichskonzil von Mâlay-le-Roi（660）und der Sturz des Metropoliten Aunemund von Lyon（661/62)", G. Genal（ed.), *Herrschaft, Kirche, Kultur. Beitäge zur Geschichte des Mittelalters, Festschrift für Friedrich Prinz zu seinem 65. Geburtstag*, 1993, pp. 63-82（以下 "Emmo" と略記).

51) Pardessus, *Diplomata*, tom. 2, pp. 123-125, n° 344.

52) E. Ewig, "Das Privileg des Bischofs Audomar von Térouanne von 663 und die Anfänge der Abtei Sithiu", in Atsma, *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 2, pp. 534-535（以下 "Sithiu" と略記).

53) Pardessus, *Diplomata*, tom. 2, p. 124: "ut pro statu ecclesiae et salute regis, vel stabilitate regni et tranquilitate patriae...plenius exorare".

54) Kölzer, *Die Urkunden*, Bd. 2, pp. 600-601, Dep. 241.

55) Nelson, "Queens as Jezebels", pp. 67-8; Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 74-77.

56）Pardessus, *Diplomata*, tom 2, pp. 126-128, nº 345; L. Levillain, *Examen critique des chartes mérovingiennes et carolingiennes de l'abbaye de Corbie*, Paris, 1902, pp. 220-226, nº 4.

57）*VB*, c. 7, pp. 489-491.

58）Ewig, "Klosterpolitik", pp. 64-106; Rosenwein, *Negotiating Space*, p. 79.

59）Kölzer, *Die Urkunden*, Bd.1, pp. 220-224, Nr. 86; J. Barbier et L. Morelle, "Le diplôme de fondation de l'abbaye Corbie（657/661）: contexte, enjeux et modalités d'un falsification", *Revue du Nord* 93（2011）, pp. 613-654.

60）以下、各司教の初出の際に付す［ ］内の番号は表での該当番号を示す。

61）Pardessus, *Diplomata*, tom. 2, p. 96: "supradicti domni Clodovei regis petitio quasi nobis jussio est, cui difficillium est resisti".

62）Ewig, "Klosterpolitik", pp. 107-109; Nelson, "Queens as Jezebels", p. 67; Scheibelreiter, "Audoin von Rouen", p. 208; J. Semmler, "Saint-Denis: Von der bischöflichen Coemeterialbasilika zur königlichen Benediktinerabtei", in Atsma, *La Neustrie*, tom. 2, pp. 85-86.

63）Ewig, "Klosterpolitik", p. 109.

64）多くの特権文書では、国王や修道士たちの信仰に基づく要請に応じないのは司教たち自身の心が「不信仰と考えたであろう」と述べられている。Pardessus, *Diplomata*, tom 2, pp. 30, 113, 126, 139: e.g. "inreligiosum fore putaret". しかし、これは国王から「命令」のような要請をされるのとは意味が異なる。

65）佐藤『修道院と農民』、99 頁。

66）Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 125-134. エリギウスが 632 年頃に国王から譲り受けた国家領に建設したソリニャックの寄進文書が『聖エリギウス伝』に添付されており、アウドイヌスや彼の兄弟ラドが署名している。*Eligii charta cessionis Solemniacensis*, B. Krusch（ed.）, *MGH SRM* 4, Hannover, 1902, pp. 743-749; Kölzer, *Die Urkunden*, Bd. 2, p. 581, Dep. 194. アウドイヌス自身が最初に『聖エリギウス伝』を執筆したようだが、今日伝わっている伝記には 8 世紀以降の手が相当加えられており、アウドイヌスが書いた部分は特定しえない。Wattenbach-Levison, *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter: Vorzeit und Karolinger*, 1. Heft, Weimar, 1952, pp. 127-128.

67）ネウストリアで大きな勢力を有したアウドイヌス・ブルグンドファロの家門については、Fox, *Power and Religion*, pp. 65-72. ルベ特権文書については、Pardessus, *Diplomata*, tom. 2, pp. 39-41, nº 275; E. Ewig, "Das Formular von Rebais und die Bischofsprivilegien der Merowingerzeit", in Atsma, *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 2, pp. 456-484（以下 "Rebais" と略記）. なお、ルベ特権は「大特権」に分類される。

68）詳しくは、Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 166-192; Ewig, "Emmo", pp. 79-82.

69）Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 176.

70）Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 176-177; Fox, *Power and Religion*, pp. 41-42.

71）Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 123.

72）サント・コロンブ特権文書には Adebertus が、サン・ピエール・ル・ヴィフ特権文書には Audebertus が署名しているが、両者は判別し得ない。

73）L. Auvray, "Documents parisiens tires de la Bibliothèque du Vatican", *Mémoires de la Société de l'histoire de Paris et de I'Ile de France* 19（1892）, pp. 1-17. 特権文書は、ibid., pp. 12-17 の校訂文に従う。

74）L. Duchesne, *Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule*, 3 tom., Paris, 1907-1915 の司教リスト、Ebling, *Prosopographie der Amsträger* の官職者プロソポグラフィ、および *MGH SRM* シリーズ全 7 巻、Kölzer, *Die Urkunden*, Bd. 2、Pardessus, *Diplomata*, tom. 2 の索引を検索した結果。

75）D.Claude, "Die Bestellung der Bischöfe im merowingischen Reiche", *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Kanonistische Abteilung* 49（1963）, pp. 52-57.

76）K. F. Werner, "Important noble families in the kingdom of Charlemagne: a prosopographical study of the relationship between king and nobility in the early middle ages", in T. Reuter（ed./trans.）, *The Medieval Nobility: Studies on the Ruling Classes of France and Germany from the Sixth to the Twelfth Century*, Amsterdam, 1978, pp. 171-173; L. Levillain, "Études mérovingiennes: La charte de Clotilde（10

mars 673)", *Bibliothèque de l'École des Chartes* 105 (1944), pp. 25-27.

77) Ewig, "Sainte-Colombe", pp. 503-504.

78) Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 123.

79) サント・コロンブ特権文書の署名では Drucfredus となっているが、エヴィヒやポンタルがこの人物をドラウシクスと同定している。Ewig, "Bischofslisten", p. 182; Pontal, *Die Synoden*, p. 207.

80) Pardessus, *Diplomata*, tom. 2, pp. 138-141, nº 355. なお、ノートルダム特権は「大特権」に分類される。

81) Kölzer, *Die Urkunden*, Bd. 1, pp. 242-243, Nr. 94: "una cum apostolicis patribus...Genesio, Chrodebercto, Cheb[e]t, [ ], Leudobodo, Gauceberctho". ケルツァーは証書の年代を 660-73 年としているが、登場する司教の在職年に基づきさらに年代を狭めることができよう。まずゲネシウスだが、彼がリヨン司教に就任したのはどれだけ早くとも前任者アウネムンドゥスが処刑された 661 年 9 月以降であろう。Ewig, "Emmo", p. 80. また、「クロデベルクトゥス」を 674 年頃まで存命したトゥール司教クロドベルトゥスと同定することは可能だが、名前の一致以外にそれを裏付ける根拠がない。表をみてもわかるように、トゥール司教は 654 年のリゴベルクトゥス [61] を最後に署名していない。一方、パリ司教クロドベルトゥスは 664-65 年頃に死去するまでバルティルドの側近を務め、3 点の特権文書に署名しており、立場的にも国王法廷に参与するにふさわしい人物であった。以上をふまえ本稿では、この裁定文書の発給年代を 661-65 年頃と考えたい。

82) 彼は 626-27 年のクリシィ教会会議に出席している。C. de Clercq (ed.), *Concilia Galliae A. 511-A.695*, Turnhout, 1963, p. 297. ところで、Ewig, "Sainte-Colombe", pp. 503-504; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, tom. 2, p. 180 は、サント・コロンブ特権文書に登場するラグノベルトゥスを「オータン教会の司教」Augustudunensis Ecclesiae episcopus という署名に添えられた文言に従いオータン司教とみなしている。しかし、この種の文書では署名に司教座が付されないのが基本原則であり、司教座は後代の加筆と考えねばならない。この署名以外に「オータン司教」ラグノベルトゥスの存在を示す史料はなく、彼がそもそも実在したのか疑わしい。Deschamps, "Critique du privilege", pp. 151-152, 164 はこれらの点をふまえ、ラグノベルトゥスを実在の確かなバイユー司教と同定しており、本稿でもその解釈に従う。662 年頃にはオータン司教にレウデガリウス [39] が着任しているため (Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p. 196) 664 年コルビ・667 年ノートルダム両特権文書に登場するラグノベルトゥスはバイユー司教としか考えられない。そうなると、660-67 年の特権文書 4 点に登場するラグノベルトゥスを同一のバイユー司教とみなすのが妥当であろう。

83) Pardessus, *Diplomata*, tom. 2, p. 125, n. 3.

84) Ibid.: "Actum ad ipsa basilica"; ibid., p. 123: "basilica in insula Sitdiu".

85) *VB*, c. 4, p. 486; Nelson, "Queens as Jezebels", p. 61.

86) アウドイヌス・ブルグンドファロの家門からは多数の司教・修道院長のみならず、世俗官職に就いた者も確認できる。例えば、アウドイヌスの兄弟のラドは宮廷官職を保有し、ブルグンドファロの父カグネリクスと兄弟カイヌルフスはいずれもモー伯の地位にあったといわれる。Fox, *Power and Religion*, pp. 65-76; Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 97-98, 201-202. また前述のように、クロドベルトゥスについては 7 世紀に同じ名を持つ宮廷官職者が何名も確認されており、有力な門閥を形成していた。詳しくは前注 76) にあげた文献を参照。

87) 付与されたのは「小特権」であった。Ewig, "Klosterprivilegien", pp. 419-424.

88) Fox, *Power and Religion*, pp. 221-251.

89) Scheibelreiter, "Audoin von Rouen", p. 198; Fox, *Power and Religion*, p. 65; Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 133.

90) 当時、フランク王国全体には司教座が約 110 カ所あったが (De Clercq, *Concilia Galliae*, pp. 412-422)、そのうちの 20 ～ 25 カ所ほどがアウストラシア王権に服したと推定される。E. Ewig, "Die fränkischen Teilreiche im 7. Jahrhundert (613-714)", in Atsma, *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 2, pp. 201-204; F. Cardot, *L'espace et le pouvoir: étude sur l'Austrasie mérovingienne, Paris*, 1987, pp. 178-180. 残りの 80 カ所以上がネウストリア・ブルグンド王権の支配下にあったと想定しうるが、自立傾向のあるアキテーヌ地方やブルターニュ地方などの大部分には王権の影響力が及ばなかった可能性もある。現に表

をみてもわかるように、王国の最南西部に広がるオーズ管区からは署名者が確認できない。それゆえ、恐らく 60 ～ 70 カ所というのが現実的な数字であろう。いずれにせよ、バルティルドの王妃・摂政期に 3 回以上署名した 21 名が司教全体の一部に過ぎないことに変わりはない。

91）前注 81）参照。

92）ドラウシクスが付与したことが確実なのはバルティルド引退後の 667 年ノートルダム特権のみだが、『バルティルド伝』第 9 章が伝えるソワソンのサン・メダール特権（伝来せず）も付与した可能性がある。Ewig, “Klosterpolitik”, p. 108; Dierkens, “Prolégomènes à une histoire”, p. 392.

93）前注 38）参照。

94）Semmler, “Saint-Denis”, pp. 83-87.

95）Semmler, “Episcopi potestas”, pp. 379-386 は、教区司教が聖堂・修道院に対して行使した「権力」potestas を所与のものとみなしているが、あげられている根拠の多くは 6 世紀の司教による教会会議での決議である。しかし、教会会議の決議が 7 世紀当時の「実態」をどの程度反映するかについては十分触れておらず、また決議を実行に移す上で王権の協力が必要とされた点も見過ごしている。こうした点については、I. Wood, “Entrusting Western Europe to the Church, 400-750”, *Transactions of the Royal Historical Society* 23（2013）, pp. 59-60; G. Halfond, *The Archaeology of Frankish Church Councils*, AD 511-768, Leiden, 2010, pp. 99-158; 拙稿「メロヴィング期における synodus のイメージと実態（五一一～六一四年）」『史林』97-2（2014）、56-62 頁。

96）*Chronicarum quae dicuntur Fredegarii Scholastici libri IV*, IV. 79, Krusch（ed.）, *MGH SRM* 2, p. 161.

97）Kölzer, *Die Urkunden*, Bd. 1, pp. 189-190（Nr. 74）, 218; L. Levillain, “Un diplôme mérovingien de protection royale en faveur de Saint-Denis”, *Bibliothèque de l'École des Chartes* 72（1911）, pp. 233-244; Semmler, “Saint-Denis”, pp. 84-85; Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 75-76, 109. この保護がサン・ドニかその責任者個人のどちらに与えられたのかについては議論があり、ゼムラーとケルツァーは後者とみている。一方、ルヴィヤンが指摘するように、両者をあまり厳格に区別するべきではないかもしれない。いずれにせよ、聖堂やその責任者が国王の直接の保護下に置かれたということは、特権付与以前から財産管理に王権・司教・聖堂関係者の様々な利害が絡んでいたことを示唆している。

98）Wood, *The Proprietary Church*, pp. 118-139; Fox, *Power and Religion*, pp. 195-218.

99）ディルケンスは一連の「小特権」が受益共同体の運営面での自立性を高める一方で、逆に受益側に対する教区司教の優位性を確認する役割をも果たしたとして、アイルランド・コルンバヌス的というよりはむしろベネディクト的な影響を指摘する。Dierkens, “Prolégomènes à une histoire”, p. 389-392.

100）Rosenwein, *Negotiating Space*, p. 77.「聖人たちの場所」loca sanctorum と紐帯を形成することの政治的・社会的意味を独自の視点から論じた示唆に富んだ研究をあげておく。J. Kreiner, *The Social Life of Hagiography in the Merovingian Kingdom*, Cambridge, 2014, pp. 189-229.

101）Pardessus, *Diplomata*, tom. 2, pp. 127-28: “ut pro statu ecclesiae, et salate regis vel stabilitate regni et tranquilitate patriae valeant plenius pium Dominum exorare”. 類似の事例として、ibid., pp. 113-114, 124.

102）Ibid., p. 96: “ut tam pro nobis quam pro omnibus nostrae ecclesiae fratribus Deum orent”.

103）前述の（1）～（3）の司教グループに含まれる 8 名の署名が確認できる。具体的には、エモ、レウドボドゥス、ガウキオベルトゥス、ブルグンドファロ、ドラウシクス、ゲネシウス、アウドイヌス、ラグノベルトゥス。詳しくは表を参照。

104）683 年のノートルダム特権（ル・マン）と 696 年のノートルダム特権（シャルトル）である。Pardessus, *Diplomata*, tom. 2, pp. 234-236, 253-255, n° 435, 451; G. Busson et A. Ledru（eds.）, *Actus pontificum Cenomannis in urbe degentium*, Le Mans, 1901, pp. 210-215.

（本学大学院博士後期課程）